

北広島市協働事業提案制度審査要領

第1 目的

この審査要領は、北広島市市民協働推進会議が行う北広島市協働事業提案制度に提案された事業の審査と事業評価に必要な事項を定めるものとする。

第2 審査対象

審査対象は、提案された事業で、次に掲げる区分に応じて実施する。

- (1) 市民提案型
- (2) 行政提案型

第3 審査方法

第4の審査項目に定める各項目について、別紙1（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

第4 審査項目

北広島市協働事業提案制度実施要綱第7条を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 協働性
- (2) 公益性
- (3) 必要性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展普及性
- (7) 地域活用性

第5 審査採点

審査項目ごとに次の4段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、54点満点とする。

3点・・・大いに認められる

2点・・・どちらかといえば認められる

1点・・・どちらかといえば認められない

0点・・・認められない

第6 判定方法

各審査員の採点の合計点数を、審査員人数分で除した点数が32点以上を基準とし、全審査員協議のうえ共通認識のもと総合判定する。

第7 事業評価

事業評価については、別紙2（事業評価シート）により事業案件毎に実施する。